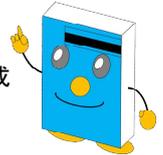


## Q 個別の教育支援計画とは？

A 家庭及び地域並びに医療、福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、**長期的な視点で児童又は生徒への教育的支援を行うために作成する計画**のことである。

（特小中学習指導要領 第1章第5節1(5)、特支高学習指導要領 第1章第2節第5款1(7)を基に作成



## 個別の教育支援計画の活用について

**個別の教育支援計画の活用**に当たっては、例えば、就学前に作成される個別の支援計画を引き継ぎ、適切な支援の目的や教育的支援の内容を設定したり、進路先に在学中の支援の目的や教育的支援の内容を伝えたりするなど、**就学前から就学時、そして進学先まで、切れ目ない支援に生かすこと**が大切である。その際、個別の教育支援計画には、多くの関係者が関与することから、**保護者の同意を事前に得るなど個人情報の適切な取扱いに十分留意すること**が必要である。

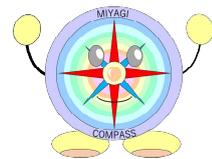
（小学校学習指導要領解説総則編 第3章第4節2(1)④、中学校学習指導要領解説総則編 第3章第4節2(1)④を基に作成

## 作成の手順（例）

- ① 障害のある児童生徒などの生活の中で遭遇する制約や困難を把握する。
- ② 本人及び保護者の意向や将来の希望を確認する。
- ③ 在籍校のみならず、例えば、家庭、医療機関における療育事業及び福祉機関における児童発達支援事業において、実際にどのような支援が必要で可能であるか、支援の目標を立てる。
- ④ それぞれが提供する合理的配慮（p. 1-14）を含む支援の内容を具体的に記述し、整理したり、関連付けたりするなど関係機関の役割を明確にする。
- ⑤ 合理的配慮を含む支援の内容の提供等を適宜評価し、改善を図る。

## 具体的な活用場面

- ・ 保護者との連携〈相談、面談、家庭訪問〉
- ・ 校内における支援内容の話合い〈校内委員会〉
- ・ 関係機関を交えた会議〈支援会議〉
- ・ 保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、進路先との引き継ぎ〈移行支援会議〉



**個別の教育支援計画は、特別支援学校、特別支援学級に在籍する児童生徒、通級による指導を受けている児童生徒全員に必ず作成します。通常の学級に在籍し、通級による指導を受けていない障害のある児童生徒については、作成・活用に努めることとされています。**

様式については、各県や市町村、学校等で違うので、確認しましょう。

参考：文部科学省「個別の教育支援計画の参考様式について」

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1340250\\_00005.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00005.htm)



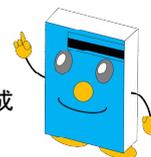
## Q 個別の指導計画とは？

A 個々の児童生徒の実態に応じて適切な指導を行うために各学校で作成しなければならないものである。**障害のある児童生徒一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成する計画**のことである。

## 個別の指導計画を活用について

個別の指導計画は、児童生徒の実態を把握した上で作成されたものであるが、児童生徒にとって適切な計画であるかどうかは、実際の指導を通して明らかになるものである。したがって、**計画(Plan)－実践(Do)－評価(Check)－改善(Action)のサイクルにおいて、適宜評価を行い**、指導目標や指導内容、指導方法を改善し、より効果的な指導を行う必要がある。

(特支小中学習指導要領解説総則編 第3編第2章第3節3(3)イ、  
特支高学習指導要領解説総則等編 第2編第2部第1章第3節3(5)イ)を基に作成

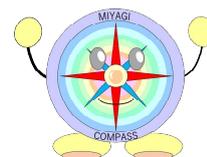


## 作成の手順(例)

- ① 本人や保護者のニーズ等の実態を把握する。
- ② 実態把握に基づいた指導目標(長期, 短期)を設定する。
- ③ 目標を達成するために必要と思われる, 具体的な指導内容・方法を設定する。
- ④ 計画に基づいて実際に指導し, その変容を記録する。
- ⑤ 指導目標に基づき, 指導の成果について評価し, 改善を図る。

## 具体的な活用場面

- ・ 授業の計画(指導目標, 内容, 方法)作成
- ・ 保護者との連携(相談, 面談, 家庭訪問)
- ・ 担任と教科担当などと各教科等の指導における情報交換(計画的, 継続的な指導)
- ・ 次年度への引き継ぎ(計画的, 継続的な指導)



**個別の指導計画は、特別支援学校、特別支援学級に在籍する児童生徒、通級による指導を受けている児童生徒全員に必ず作成します。通常の学級に在籍し、通級による指導を受けていない障害のある児童生徒については、作成・活用に努めることとされています。**

様式については、各県や市町村、学校等で違うので、確認しましょう。

Q 学校における合理的配慮とは？

A 「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義した。なお、障害者の権利に関する条約において、「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされていることに留意する必要がある。

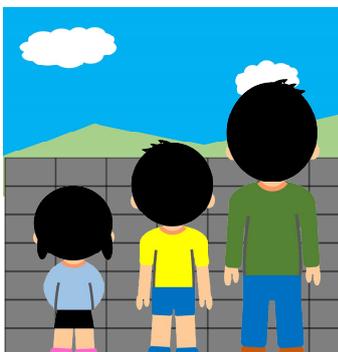
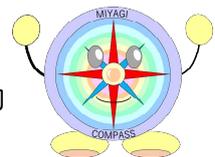
（中央教育審議会初等中等教育分科会（H24）

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」

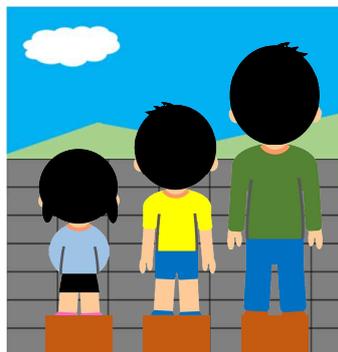
知的障害者に対する合理的な配慮の例としては、

- ・ 文字を大きく書いて、提示する。
- ・ 漢字に振り仮名を振る。
- ・ 言葉だけでなく、絵や写真などを一緒に提示する。 などがあります。

これまで行ってきた支援を、本人及び保護者、学校で3観点11項目の合理的配慮の観点（p. 1-15）で整理、捉え直すことが大切だと言われています。

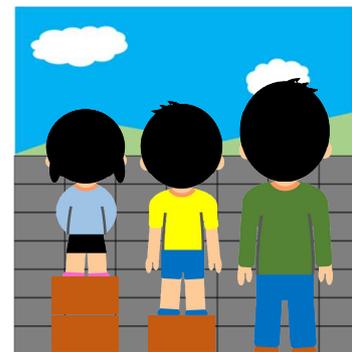


配慮が何もない状態



平等ではあるが左の子はまだ見えない

（対応を重視）



公正さが担保されて全員が見える

（結果を重視）

障害のある児童生徒の障壁を視覚化してみると、中央の絵は、全員に同じ高さの踏み台を用意することで、支援の平等さが生まれますが、全員が景色を見ることはできません。右の絵は、必要な人に必要な高さの踏み台を用意する、つまり必要な支援（合理的配慮）をすることで、全員が景色を見るという点で、公正さが担保されることになります。

○ 知的障害における「合理的配慮」の観点

観点	項目		指導
①教育内容・方法	①-1教育内容	①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	○ できるだけ実生活につながる技術や態度を身に付けられるようにするとともに、社会生活上の規範や、ルールの理解を促すための指導を行う。
		①-1-2 学習内容の変更・調整	○ 知的発達遅れにより、一般的に学習内容の習得が困難な場合があることから、理解の程度に応じた学習内容の変更・調整を行う。 (焦点化を図ること、基礎的・基本的な学習内容を重視すること、生活上必要な言葉等の意味を確実に理解できるようにすること等)
	①-2教育方法	①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮	○ 知的発達遅れに応じた分かりやすい指示や教材・教具を提供する。 (文字の拡大や読み仮名の付加、話し方の工夫、文の長さの調整、具体的な用語の使用、動作化や視覚化の活用、数量等の理解を促すための絵カードや文字カード、数え棒、パソコンの活用等)
		①-2-2 学習機会や体験の確保	○ 知的発達遅れにより、実際的な生活に役立つ技術や態度の習得が困難であることから、調理実習や宿泊学習等の具体的な活動場面において、生活力が向上するように指導するとともに、学習活動が円滑に進むように、図や写真を活用した日課表や活動予定表等を活用し、自主的に判断し見通しをもって活動できるように指導を行う。
	①-2-3 心理面・健康面の配慮	○ 知的発達遅れ等によって、友人関係を十分には形成できないことや、年齢が高まるにつれて友人関係の維持が困難になることもあることから、集団の一員として帰属意識がもてるような機会を確保するとともに、自尊感情や自己肯定感、ストレス等の状態を踏まえた適切な対応を図る。	
②支援体制	②支援体制	②-1 専門性のある指導体制の整備	○ 知的障害の状態は外部からは分かりにくいことから、専門家からの支援や、特別支援学校（知的障害）のセンター的機能及び特別支援学級等の専門性を積極的に活用する。また、てんかん等への対応のために、必要に応じて医療機関との連携を図る。
		②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解推進を図るための配慮	○ 知的障害の状態は他者から分かりにくいこと、かつ、その特性としては、実体験による知識等の習得が必要であることから、それらの特性を踏まえた対応ができるように、周囲の児童生徒等や教職員、保護者への理解啓発に努める。
		②-3 災害時等の支援体制の整備	○ 適切な避難等の行動の仕方が分からず、極度に心理状態が混乱することを想定した避難誘導のための校内体制を整備する。
③施設・整備	③施設・設備	③-1 校内環境のバリアフリー化	○ 自主的な移動を促せるよう、動線や目的の場所が視覚的に理解できるようにするなどの校内環境を整備する。
		③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮	○ 危険性を予知できないことによる高所からの落下やけが等が見られることから、安全性を確保した校内環境を整備する。また、必要に応じて、生活力の向上が必要であることから、生活体験を主とした活動を可能にする場を用意する。
		③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮	○ 災害等発生後における行動の仕方が分からないことによる混乱した心理状態に対応できるよう、簡潔な動線、分かりやすい設備の配置、明るさの確保等を考慮して施設・設備を整備する。

(中央教育審議会初等中等教育分科会(H24))

「共生社会に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進(報告)別表①～⑪」を基に作成

## Q 学校における基礎的環境整備とは？

A 障害のある子どもに対する支援については，法令に基づき又は財政措置により，国は全国規模で，都道府県は各都道府県内で，市町村は各市町村内で，教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは，「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり，それを「基礎的環境整備」と呼ぶこととする。これらの環境整備は，その整備の状況により異なるところではあるが，これらを基に，設置者及び学校が，各学校において，障害のある子どもに対し，その状況に応じて，「合理的配慮」を提供する。

（中央教育審議会初等中等教育分科会（H24）

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」

基礎的環境整備は，インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として，障害のある児童生徒だけではなく，多くの児童生徒にとっても有益なものになります。その具体的内容は全部で8項目あり，国，都道府県，市町村が財源を確保し役割分担をして実施します。（項目は下の①～⑧）。

その際も，「合理的配慮」と同様に体制面，財政面を勘案し，均衡を失した又は過度の負担を課さないよう留意する必要があります。

- ① ネットワークの形成・連続性のある多様な学び場の活用
- ② 専門性のある指導体制の確保
- ③ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導
- ④ 教材の確保
- ⑤ 施設・設備の整備
- ⑥ 専門性のある教員，支援員等の人的配置
- ⑦ 個に応じた指導や学び場の設定等による特別な指導
- ⑧ 交流及び共同学習の推進

